

# 日本褥瘡学会関東甲信越地方会 会則

## 第1章 総則

第1条 本会は日本褥瘡学会関東甲信越地方会（以下、本会）と称し、主たる事務所を群馬県前橋市南町2丁目65-1に置く。

## 第2章 目的および事業

第2条 本会は、関東甲信越地方における褥瘡や創傷管理に関する教育、研究、専門的知識の増進普及を図り、併せて褥瘡の予防および医療・福祉の向上と充実に貢献することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 学術集会、講演会および講習会などの開催
2. 他の地方会や国内外の関連学術団体との連絡および連携
3. その他の必要な事業

## 第3章 会員

第4条 本会の会員は次の通りとする。

1. 正会員 医療・福祉に従事するものおよび本会の目的に賛同する研究者
2. 賛助会員 本会の目的、事業に賛助する個人、および企業の代表者
3. 名誉会員 名誉会員は次の条件を満たす者とし、幹事会が選考し、世話人会の承認を得たうえで、代表世話人が推戴する。
  1. 満68歳以上（その年の7月1日時点）の者
  2. 世話人を務めた者
  3. 本会に対し多大な貢献があった者名誉会員は、本会の年会費、学術集会参加費の納入を必要とせず、学会活動に参加できる。

第5条 本会に入会を希望するものは、所定の申込書を世話人会に提出し承認を受けるものとする。

なお、詳細は施行細則による。

第6条 本会の退会を希望するものは、退会届を事務局に提出しなければならない。

第7条 会員資格の喪失は各項に当たる場合とする。

1. 退会
2. 会費未納（連続2年）
3. 死亡
4. 除名

## 第4章 役員および世話人

第8条 本会には次の役員をおく

代表世話人 : 1名  
副代表世話人 : 1名  
会長 : 1名  
次期会長 : 1名  
幹事 : 若干名  
事務局幹事 : 若干名  
監事 : 2名

2. 代表世話人は本会を代表し会務を統轄する。
3. 副代表世話人は代表世話人の会務を補佐する。
4. 会長はその年の学術集会を、次期会長は翌年の学術集会を主催する。
5. 幹事は本会の運営に関して代表世話人の補佐をする。
6. 監事は本会の財産および業務執行の状況を監査する。
7. 世話人の中から、各都県（本会ではこれを支部と称す）の代表および副代表を選出する。副代表は原則支部での事務の取り扱いを行う者とする。  
支部長は代表を兼ねて選出は各支部内で執り行い代表世話人に報告する。  
支部長の任期は各支部に一任するが、世話人を辞した場合、その職を失するものとする。

第9条 代表世話人は世話人の互選により選出される。任期は2年とし、再任を妨げない。

2. 会長および、次期会長は世話人の互選により選出され、代表世話人が委嘱する。任期は1年とし、前年度学術集会終了後より当該年度学術集会終了時までとする。
3. 幹事は世話人の互選により選出される。任期は2年とし、再任を妨げない。
4. 監事は世話人会の承認を経て、代表世話人が任命する。任期は2年とし、再任を妨げない。

第10条 本会には世話人を若干名おく。

2. 世話人は世話人会を組織し、本会の運営に関する重要事項を審議する。
3. 世話人の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任期途中で就任の場合は残余任期とする。

## 第5章 会議および委員会

第11条 本会の会議は総会、幹事会および世話人会とする。

第12条 総会は年1回開催され、正会員・賛助会員をもって構成される。

2. 総会の運営は会長に一任する。

第13条 幹事会は幹事をもって構成される。幹事とは、支部代表および副代表、監事から構成される。但し、幹事会の議決により幹事として必要な世話人を若干名追加することができる。

2. 幹事会は代表世話人が招集し、議長となる。
3. 幹事会は定例幹事会と臨時幹事会とからなる。定例幹事会は年1回開催さ

れ、臨時幹事会は必要と認められた場合に開催される。

4. 幹事会の成立は、現在数の2分の1以上の幹事の出席を必要とする。やむをえない理由のため幹事会に出席できない幹事は、他の幹事を代理人として議決を委任することができる。
5. 幹事会を3回連続して欠席した幹事は、他の幹事に委任することの事前提示の有無にかかわらず自動的に幹事の職を失効するものとする。

第14条 世話人会は世話人をもって構成される。

2. 世話人会は代表世話人が招集し、議長となる。
3. 世話人会は定例世話人会と臨時世話人会からなる。定例世話人会は定期的に年1回開催され、臨時世話人会は必要と認められた場合に開催される。
4. 世話人会の成立は、現在数の2分の1以上の世話人の出席を必要とする。やむをえない理由のため世話人會に出席できない世話人は、他の世話人を代理人として議決を委任することができる。
5. 世話人會3回連続して欠席した世話人は、世話人の職を失効するものとする。ただし、他の世話人に委任することの事前提示があれば、出席とみなすこととする。

第15条 本会は必要に応じ委員会をおくことができる。

2. 委員会の設置および廃止は幹事会の議決によって行う。
3. 委員会の委員長および委員は幹事会の議を経て、代表世話人が委嘱する。

## 第6章 会計

第16条 本会の会計は、年会費ならびに事業に伴う収入をもって行う。

第17条 本会の会計は毎年1回、幹事会、世話人會の承認を得る。

第18条 本会の会計年度は7月1日に始まり6月30日をもって終わる。

## 第7章 地方支部

第19条 本会の目的を達成するために地方支部を置くことができる。

2. 地方支部の設置は幹事會の議を経て、世話人會の承認を得るものとする。
3. 地方支部は年1回支部活動報告を事務局に行う。

## 第8章 会則の改正

第20条 本會則の変更は幹事會の議を経て、世話人會の承認を得るものとする。

## 會則施行細則

第1条 學術集會、講習會等における展示の有資格者は賛助會員に優先するものとする。

第2条 年会費は、正會員2,000円、賛助會員20,000円とする。ただし、世話人の年会費は3,000円とする。

## 付則

この細則は 2003 年 8 月 29 日より発効する。

この細則は 2004 年 5 月 28 日より改定する。

この細則は 2004 年 9 月 4 日より改定する。

この細則は 2006 年 5 月 26 日より改定する。

この細則は 2007 年 9 月 1 日より改定する。

この会則は 2010 年 5 月 28 日より改定する。

この細則は 2010 年 5 月 28 日より改定する。

この会則は 2011 年 6 月 3 日より改定する。

この会則は 2013 年 6 月 7 日より改定する。

この会則は 2016 年 12 月 22 日より改定する。

この会則は 2018 年 7 月 27 日より改定する。

この会則は 2019 年 7 月 12 日より改定する。